

営業を始める皆さん！

消防署に相談はお済みですか？

消防署では、営業開始予定の飲食店、薬局、理美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等で、必要な消防用設備等や防火管理者の選任の有無、手続きなどについて、事前にご相談をお受けすることができます。

新築・改築・増築・テナント入替等を行う場合や消防用設備等の工事前・工事後は、消防法令等(※)により、**消防署に事前に届出**が必要です。

また、**検査を受ける**ことが必要となる場合があります。

※根拠法令 消防法第17条の3の2
横浜市火災予防条例第73条



横浜消防マスコット
「ハマくん」

事前に
御相談
いただくと
...??

＜事例＞

ビルの2階で飲食店を始めるため、消防署に相談に行きました。

そこで、ガスコンロの設置位置が不適切なことや自動火災報知設備が必要なことがわかり、**開店前に適切に対処することができました。**

事前に
消防署に
相談
しましょう!!



ご相談は、最寄の消防署へお願いします。

鶴見消防署 503-0119	神奈川消防署 316-0119	西消防署 313-0119
中消防署 251-0119	南消防署 253-0119	港南消防署 844-0119
保土ヶ谷消防署 342-0119	旭消防署 951-0119	磯子消防署 753-0119
金沢消防署 781-0119	港北消防署 546-0119	緑消防署 932-0119
青葉消防署 974-0119	都筑消防署 945-0119	戸塚消防署 881-0119
栄消防署 892-0119	泉消防署 801-0119	瀬谷消防署 362-0119

横浜市消防局指導課
電話 045-334-6408